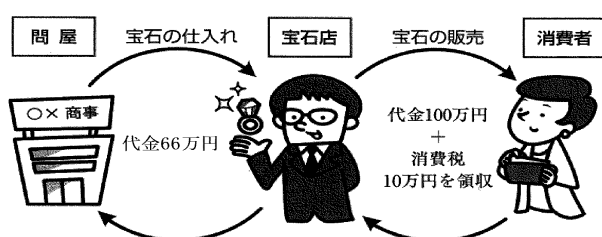


インボイス制度が免税事業者に与える影響とは？

消費税率の10%への引き上げ、そして特定品目に対し軽減税率8%が適用されるようになったことに伴い、2023年（令和5年）10月1日からインボイス制度が始まります。インボイス制度が始まると、消費税を納める必要のある企業や個人事業主はもちろんのこと、**これまで消費税を納める必要がなかった事業者にも影響がある**と考えられます。そこで今回は、インボイス制度が免税事業者に与える影響について説明したいと思います。

⑤ 消費税納税の仕組み

インボイス制度の話をする前に、消費税の納税の仕組みを、簡単におさらいしたいと思います。



宝石店を経営するAさんは問屋の〇×商事から宝石を仕入れ、代金66万円を支払い、領収金額66万円と記載された領収証を受け取りました。その後、その宝石を消費者のBさんに売り、代金100万円と消費税10万円を受け取りました。それでは、上記の取引の場合、納める消費税はいくらでしょうか。消費税は、受け取った消費税から支払った消費税を差し引いた金額を納めることになります。なお、この支払った消費税のことを「仕入税額控除」といいます。Aさんは〇×商事から受け取った領収証を証拠資料として、仕入税額控除は6万円であるとして消費税の納付額を計算することにしました。Bさんから受け取った消費税は10万円なので、Aさんが納める消費税は、**10万円－6万円＝4万円**となります。

⑥ インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

現在、消費税率は原則「10%」ですが、食品や定期購読の新聞等については「8%の軽減税率」が適用されています。つまり10%と8%、2つの税率が混在しているのです。そのため支払った金額だけを見ても、消費税が8%なのか10%なのかがわからない場合があります。そこで、売り手が買い手に対してこの商品に課税されている消費税が10%なのか8%なのかを伝えるために採用されたのがインボイス制度（適格請求書等保存方式）です。インボイス制度は、売り手が後述の要件を記載したインボイス（適格請求書等）を発行し、買い手は発行されたインボイスに基づき消費税の仕入税額控除を計算し、その証拠資料としてインボイスを保存する、という制度です。記載要件のひとつに「発行事業者の登録番号」がありますが、これは「適格請求書発行事業者」として税務署に登録した事業者に与えられる番号です。しかし事業者であれば誰でも登録できるのか、といえばそうではなく、消費税を納めている**課税事業者のみが登録することができ、消費税を納めていない免税事業者は登録することができない**のです。すなわち、**免税事業者はインボイスを発行できない**、ということです。

インボイスの記載要件

1. 発行者の氏名又は名称
2. 取引年月日
3. 取引内容
4. 受領者の氏名又は名称
5. 軽減税率の対象である旨の表記
6. 適用税率ごとに区分した合計額
7. **発行事業者の登録番号**
8. 適用税率
9. 適用税率ごとの消費税額の合計

⑥ インボイス制度開始後、同じ取引を免税事業者とした場合

ここで宝石商のAさんと消費者のBさん、そしてO×商事に再び登場していただきましょう。インボイス制度開始後、三者の間で上記と同じ取引をしました。そこでAさんは消費税の納付額を計算するために、O×商事にインボイスの発行を依頼しました。すると驚いたことに、O×商事から「うちは免税事業者なのでインボイスは発行できない」と返ってきたのです。

インボイスがない取引の消費税は仕入税額控除とすることができなくなるため、

インボイス制度開始以前は仕入税額控除は6万円でしたが、インボイス制度開始後は0円となり、Aさんが納める消費税は、**10万円-0円=10万円**となります。

⑥ インボイス制度が免税事業者に与える影響

インボイス制度開始前と同じ取引だったにもかかわらず、O×商事が免税事業者だったため、インボイス制度開始後はAさんが納める消費税は多くなってしまいました。

そこでAさんは考えます、控除ができなくなった分、O×商事に値下げを要求するか、それとも他の取引先を探そうか、と。

一方のO×商事、値引も手痛いですが、取引先を失うかもしれないという最悪の事態を黙って見ているしかないのか、といえはそんなことはありません。

O×商事もインボイスを発行できるようになればいいのです。

免税事業者なのにそんなことができるのか、と思われるかもしれませんが方法はあります。

「消費税課税事業者選択届」を税務署に提出して自ら課税事業者になれば、「適格請求書発行事業者」として登録することができ、インボイスを発行することができます。ただし課税事業者になったわけですから、消費税を納めなければいけない、というデメリットがあることも忘れてはいけません。

多くの免税事業者がインボイス制度は自分には関係ないと考えているかもしれません。

しかしインボイス制度が始まると、インボイスを発行できない免税事業者との取引をやめてしまう課税事業者が増えると考えられ、決して無関係とはいえないのです。

インボイス制度は2023年10月1日から始まりますが、この日からインボイスを発行するためには、2023年3月31日までに「適格請求書発行事業者」の登録申請する必要があります。

たとえば駐車場を1台だけ貸している地主さんでも、取引先からインボイスの発行を求められる可能性がある場合には、まずは2023年3月31日までに課税事業者になるべきか否かの検討をお願いいたします。